

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 10 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24530091

研究課題名(和文) IFRS時代の剰余金分配規制と債権者保護

研究課題名(英文) Distribution Regulation and Creditor Protection in IFRS Era

研究代表者

久保 大作 (Kubo, Daisaku)

大阪大学・高等司法研究科・准教授

研究者番号：90384726

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の成果は現在のところ、日本法における分配規制法の現状を総括するとともに、外国法(特にEU)における分配規制をめぐる規制状況を一定程度明らかにしたにとどまっている。

具体的には、わが国において分配規制と会計基準とを連結する役割を担う概念である「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」(会社法431条)の会社についての現状を明らかにしたこと、そしてEU会社法における分配規制について、資本制度を中心とするドイツ法的な規制枠組みの有効性について疑問が呈され、枠組みの変更が検討されていることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：In this study, I have analysed the cases about Japanese "Generally Accepted Accounting Practice" (Companies Act Section 431), which is the concept that links distribution regulation in company law and accounting standards. Also, arguments over distribution regulation reform in European company law are introduced and analysed.

研究分野：会社法学

キーワード：会社法学

1. 研究開始当初の背景

研究開始当時、会社法における剰余金分配規制は、2つの面から変化の時期に差し掛かっているということが出来る。第1に国際財務報告基準(以下「IFRS」と略す)の影響、第2に現在の剰余金分配規制の有効性の問題である。

まず第1の点についてであるが、これについては2009年6月に公表された企業会計審議会「我が国における国際会計基準の取扱いに関する報告書(中間報告)」において、将来におけるIFRSの強制適用への言及がなされていることと関係する。すでにIFRSへの任意適用は認められているところである(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第93条)が、強制適用されることとなれば、日本の会計実務は大きく変化することになると考えられていた。

他方で同報告書では個別財務諸表への強制適用については検討課題とされるに留まっていた。現在の会社法における剰余金分配規制は個別財務諸表(会社法上は「計算書類」と呼ばれる)に基づいているため、連結財務諸表へのIFRS強制適用によってただちに影響を受けるとは必ずしも言えない。しかし、上記のように日本の会計実務がIFRSの影響を強く受けることとなれば、そのような実務が「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」(会社法431条)と認められることによって、個別財務諸表へも間接的に影響を及ぼすことも考えられる。そうであるとすると、現在の日本の会計基準と比較した場合に、IFRSへの移行によって剰余金分配規制の効果がどのように変化するかという点が問題になると考えられた。そこで、IFRSを導入することによって、剰余金分配規制にどのような影響が及ぶのかを考えることが有益であると考えられた。

次に第2の点についてであるが、日本基準によるとIFRSによるとにかかわらず、現在の剰余金分配規制が債権者保護にとってどれほど有効なものであるのか、という問題がある。この点についてはすでに先行研究において、アメリカにおける実証研究を基礎としつつ、日本における貸借対照表を基礎とした剰余金分配規制が必ずしも有効ではないことが指摘されているが、それでも日本法はなお基本的には会計上実現した利益のみを分配可能とするという規制を維持してきた。このような日本法の姿勢に何らかの合理性があるのかどうか、再検討することが有益ではないかと考えられた。

2. 研究の目的

本研究は、上記の背景を前提に、次の2点を明らかにすることを目的としていた。第1に、国際財務報告基準の個別財務諸表への導入が、分配規制にどのような影響を与えているのかを検討すること、第2に財務規制を中心とした現行の分配規制についての再検討

をおこなうことである。

3. 研究の方法

外国法の文献調査に基づく比較法を中心とした。当初は、ドイツを中心としたヨーロッパ法における議論を参照する予定であったが、その後、研究の第2の目的との関連でオセアニア法を研究することが有益であると考えられたため、これらも比較法の対象とすることにした。また、研究の前提となる日本法の現状把握については、判例研究と文献調査を中心とした。

4. 研究成果

本研究は、研究期間中の体調不良等もあり、所期の目的を達成したとは言い難い。しかし、大まかにわけて2つの方向で研究成果を出している。

(1) 日本法における会計規範と分配規制の関係 「公正なる会計慣行」概念の解明

本研究では、現行の日本法における会計規範と分配規制との関係、とりわけ会計基準がどのようにして会社法上の規範として分配規制に取り入れられるのかといった点に関する現状を、判例分析により明らかにした。これは、第1の研究目的と関係する作業であり、これにより日本法において会計規範の変化がどのように会社法に受け入れられていくのか、その過程を一定程度明らかにした。

論文は、「公正なる会計慣行」(現在の会社法431条における「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」)において、会計規範の内容の明確性がどの程度求められるかを明らかにしたものである。すなわち、ある会計規範が会社法上の「公正なる会計慣行」として取り入れられるためには、規範の内容が明確に定められていることが必要なのか、また明確性が「公正なる会計慣行」のなかのどの要素として位置づけられてきているのかを、いわゆる長銀事件(最判平成20年7月18日刑集62巻7号2101頁)いわゆる日債銀事件(最判平成21年12月7日刑集63巻11号2165頁)およびこれらに関連する判決の分析を通じて明らかにしようとしたものである。そして結論として、次の2つの点を明らかにしている。第1に、下級審判決においても明確性の位置づけが一定していないことである。すなわち、明確性を「会計慣行の公正性」の要素として位置づけている判決がある一方で、明確性の要素を「会計慣行が唯一の公正な会計慣行であること」の認定においてのみ考慮している判決もある。第2に、下級審が会計規範の明確性を要求しているのに対して、最高裁の2つの判決は必ずしも規範内容の明確性が「公正なる会計慣行」の必須の要素ではないと考えているのではないかと解されることを明らかにした。

図書は、典型的な会計基準ではない会計規範がどのような要素を有していれば「公正

なる会計慣行」に取り入れられるのかについて、過去の裁判例を分析するとともに、これを学説と照らし合わせることによって、日本法の現状を明らかにしようとしたものである。そして、次の点を明らかにしている。第1に、過去の裁判例からは、問題となった会計規範の名宛人が誰であるか、そして当該規範について何らかの形で強制的機縁が存在しているかによって、当該会計規範が「公正なる会計慣行」と認められるかどうかについての判断枠組みが異なることが明らかになった。すなわち、会計規範の名宛人が財務諸表作成者である場合、当該規範に監督権限による強制、あるいは強制的に適用される上位規範による当該規範の引用など、何らかの形で強制的機縁が存在する場合には、当該会計規範が慣習として実施される前であっても「(公正なる)会計慣行」として認められるものと解している。これに対して会計規範の名宛人が財務諸表作成者以外のものである場合、当該会計規範が監督権限を有する者によって発出されたものであるかどうかにかかわらず、一定の期間にわたって当該会計規範が実施されることを要求しているが、一定期間の周知徹底によってこれに代えることができるかと解している。

以上の2つの分析によって、日本法においてある会計規範が「公正なる会計慣行」として認められるためにはどのような要素が必要であるのか、一定程度明らかになったといえよう。

論文は、財務情報の開示規制や分配規制に関連する会社法上の刑事的制裁の適用状況について分析したものである。そして、次の点を明らかにしている。第1に、会社法上の開示規制違反に関する刑事的制裁については、金融商品取引法上の開示規制違反と異なり、戦後の適用例が存在しないこと、また各種のアンケートによっても会社法上の情報開示がそれほど重要視されていないこと。第2に、分配規制に関する刑事的制裁については適用例があるものの、これらのほとんどは金融商品取引法上の罰則との併科であることを指摘し、会社法上の罰則の適用が巨大な経済事犯において「たまたま」発覚したものである(分配規制そのものについて積極的に刑事的制裁がなされているわけではない)可能性を指摘した。なお、

(2) 剰余金分配規制の合理性

第2に、論文では、第2の目的と関連して、ヨーロッパ連合における会社法第2指令による分配規定について、規制そのものの必要性の観点、および規制内容の合理性の観点からなされている批判について紹介するとともに、分配規制改革提案について分析を行った。すなわち、会社法第2指令のもとでは最低資本金制度とともに純資産の額が資本金や準備金の額等の合計額を上回る部分についてのみ、分配可能としている。これにつ

いては、そもそも分配額規制そのものが必要かどうかという点についての批判と、仮に分配額規制が必要であるとしても現行の法規制が合理的かという批判があることを指摘した。このうち後者については、とりわけ払込資本を基礎とした分配可能額算定には、会社の負うリスクとの関連性のなさ、あるいは貸付け等において行われる財務条項において資本額を基準とする規制が行われないこと、など、資本制度と分解規制とをつなげていることについての批判が強くなされていることを紹介した。そしてこの点への対応策として、資本制度を介在させない貸借対照表テストと流動性テストとの組合せや、より支払能力に力点を置いた分配額規制が提案されていることを紹介するとともに、これらの提案に対する評価として規制の精度の問題や経営者の過度の楽観を許容する危険性について批判があることを紹介した。

なお、本論文における分析に基づいて、日本私法学会のシンポジウムにおいて報告を行った(学会発表。シンポジウムの議論については論文)。

ただ、第2の目的については、成果が不十分な状態にとどまっている。この点については、平成28年度実施予定の在外研究など、今後の研究によって補っていく予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

西山芳喜、片木晴彦、久保大作、弥永真生、尾崎安央、渡辺徹也(報告)、シンポジウム企業会計法の諸相 規範性と国際性の調和、私法、査読無、75号、2013年、103-152

久保大作、会社法における開示規制・分配規制への刑事的制裁：会社法からの分析、法律時報、査読無、84巻11号、2012年、8-13頁

久保大作、『公正なる会計慣行』における明確性の位置づけ：長銀事件・日債銀事件の分析から、阪大法学、査読無、62巻3・4号、2012年、793-816頁

久保大作、資本制度・分配規制に関連して、旬刊商事法務、査読無、1974号、2012年、21-31頁

[学会発表](計1件)

久保大作、資本制度・分配規制に関連して、日本私法学会、2012年10月13日、法政大学(東京都千代田区)

[図書](計1件)

岩原紳作、山下友信、神田秀樹(編集代表)
株式会社商事法務、会社・金融・法 上巻、
2013年、399-423頁(所収論文タイトル=久
保大作「『公正なる会計慣行』の認定をめく
って」)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

久保 大作 (KUBO DAISAKU)

大阪大学・高等司法研究科・准教授

研究者番号：90384726